

○臨時特別給付金

対象世帯		手続き	支給時期	備考
①	住民税均等割非課税世帯（令和4年度） ・ 基準日は令和4年6月1日 ・ 世帯全員が非課税であること ・ 世帯全員が課税者の税法上の扶養を受けていないこと	要	確認受付後 1カ月	対象者へ6月下旬に確認書を送付予定
②	家計急変世帯 ・ 世帯全員が非課税相当であること ・ 新型コロナの影響を受け、令和4年1月2日以降の収入が住民税均等割非課税相当まで減少している者がいること	要	申請受付後 1カ月	

※ ①・②とも、令和4年2月以降、既に臨時特別給付金を受給している世帯は除く

支給額 : 一世帯あたり10万円

申請期間 : ①は確認書発行から3カ月以内（9月下旬予定）、②は9月30日まで

担当課 : 地域福祉室地域福祉課〔TEL: 0155-65-4146〕

○子育て世帯生活支援特別給付金

対象世帯		申請	支給時期	備考
ひとり親世帯	① 児童扶養手当受給者（令和4年4月分）	—	6月中旬	主に18歳以下の子を持つ世帯
	② 公的年金給付等を受けるなど、児童扶養手当を受給していない者	要	申請受付後 1カ月	主に18歳以下の子を持つ世帯
	③ 新型コロナの影響を受け、直近の収入が児童扶養手当受給者の水準に下がった者	要	申請受付後 1カ月	主に18歳以下の子を持つ世帯
その他世帯	④ 児童手当を受給する住民税非課税世帯（令和4年度）	—	7月中旬	15歳以下の子を持つ世帯
	⑤ 特別児童扶養手当を受給する住民税非課税世帯	—	7月中旬	20歳未満の障害のある子を持つ世帯
	⑥ ④・⑤以外の住民税非課税世帯	要	申請受付後 1カ月	主に15歳以下の児童がいない高校生等を持つ世帯
	⑦ 新型コロナの影響を受け、直近の収入が非課税対象の水準に下がった者	要	申請受付後 1カ月	主に18歳以下の子を持つ世帯

支給額 : 児童一人あたり5万円

対象児童 : 平成16年4月2日以降に生まれた0歳～18歳、障害がある場合は20歳未満

申請期限 : 令和5年2月28日まで

担当課 : こども福祉室こども課〔TEL: 0155-65-4160〕

〔参考〕

児童手当は、15歳以下（中学3年まで）の子を持つ世帯が対象

児童扶養手当は、主に18歳以下（高校3年まで）の子を持つひとり親世帯等が対象（障害がある場合は20歳未満）

特別児童扶養手当は、障害のある20歳未満の子を持つ世帯が対象